

公的年金などの源泉徴収票が日本年金機構から送付されます

●年金と所得税について

国民年金、厚生年金保険などの公的年金の老齢・退職年金は、所得税法で「雑所得」とみなされ、所得税が課せられます（障害年金・遺族年金は課税されません）。

そのため、2つ以上の年金の支払い者に扶養親族等申告書を提出している方や、年金以外に給与などの所得がある方、または公的年金などの雑所得の合計額が各種所得控除の合計額を超える方などは、確定申告を行うことになっています。

また老齢年金などから特別徴収されていない介護保険料などの社会保険料がある場合も、確定申告を行うこととなります。

●確定申告について

所得の確定申告は、毎年1月

1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得とそれに対する所得税額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などの過不足を精算する手続きです。

（確定申告に関することは税務署または役場税務課 ☎72・6932へお問い合わせください。）

●源泉徴収票について

平成25年中に厚生年金保険、国民年金などの老齢または退職を支給事由とする年金を受け取られた方には、日本年金機構から「公的年金等の源泉徴収票」が送付されます。この源泉徴収票は確定申告の際の添付書類などとして必要になりますので、大切に保管してください。

平成25年分の源泉徴収票は1月10日から15日にかけて順次発送されています。

源泉徴収票に記載されている事項は、その年の1年間に支払われた年金の総額、社会保険料の金額（介護保険料、国民健康保険料および後期高齢者医療保険料）、源泉徴収税額および控除内容となっています。

●源泉徴収票を紛失したときなど

源泉徴収票を紛失した場合や未着の場合には、日本年金機構のねんきんダイヤルで源泉徴収票の再交付の受け付けを行っています（そのほかの年金相談も受け付けています）。

◇受付時間

月曜日から金曜日まで
午前8時30分から午後5時15分まで（月曜日は午後7時まで。月曜日が休日の場合は、休日明けの初日）

▽第2土曜日

午前9時30分から午後4時まで
※日曜日と第2を除く土曜日、祝日はご利用いただけません。

来訪による源泉徴収票の再交付の受け付け、そのほかの年金相談については、年金事務所受け付けています。お問い合わせの際には、年金証書をご用意ください。

☎ねんきんダイヤル

☎0570-05-1165

IP電話・PHSでは

☎03-6700-1165

☎郡山年金事務所

☎024-932-3434

☎町民生活課

☎72-6933